

27年単年過去問集誤植訂正表

ページ	該当箇所			変更前	変更後
	科目	問題番号	場所		
IV	-	-	-	行政法……271	行政法……283
20	民法	司法27-7	オ解説最終行	本肢は正しい	本肢は誤っている
63	民法	司法27-25	オ解説6行目	利用補者	利用補助者
66	民法	司法27-26	オ解説条文	572条	640条
68	民法	司法27-27	エ解説条文	633条	635条
70	民法	司法27-28	オ解説条文	本肢では、712条の理解が問われている。712条の趣旨は、責任能力のないものには、法的責任を負わせることによって非難することができない（責任を弁識する能力に欠く）ため、政策的に不法行為責任を負わせない点にある。しかし、自らの過失によって、一時的であっても自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態を招いた者は、非難に値する事情がある。そのため、政策的な見地から責任無能力者の責任を免除する712条の上記趣旨の前提を欠く。したがって、712条は適用されず、不法行為責任を負う。よって、本肢は正しい。 <条文> 712条	本肢では、713条の理解が問われている。原則は、責任能力のないものには、法的責任を負わせることによって非難することができない（責任を弁識する能力に欠く）ため、政策的に不法行為責任を負わせない（713条本文）。しかし、自らの過失によって、一時的であっても自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態を招いた者は、非難に値する事情がある。そのため、法的責任を免れさせるのは不当である。したがって、例外として、不法行為責任を負う（713条ただし書）。よって、本肢は正しい <条文> 713条
74	民法	司法27-29	ウ解説条文	819条2項参照	819条2項参照, 819条1項
78	民法	司法27-31	ウ解説条文	779条	819条6項
82	民法	司法27-33	ウ解説条文	843条4項	994条1項
195	民法	予備27-5	2問題文1行目	AB間……	AB間……
198	民法	予備27-6	オ解説条文	254条	338条1項
199	民法	予備27-11	ア問題文1行目	BがAB間の	BがAB間の
200	民法	予備27-11	ア解説4段落	また……要請される。	1文カット
204	商法	予備27-16	2解説最終行 条文	株式会社の保護を図っている。 <条文> 52条2項2号	株式会社の保護を図っている。ただし、本肢のような募集設立の場合は、他の発起人に過失がないことを理由に免責を認めると、出資者が害され不当である。そこで、検査役の調査を経ない限り、法は、他の発起人に免責を認めていない。 <条文> 52条2項2号, 103条1項
204	商法	予備27-16	解説肢4	保護する必要があるからである。	保護する必要がある。
205	商法	予備27-17	問題文表題	株式平等原則	株主平等原則
206	商法	予備27-17	解説	株式平等原則	株主平等原則
210	商法	予備27-19	肢エ解説	297条2項, 298条3号	298条2項, 298条1項3号
212	商法	予備27-20	肢オ解説3段落	そこで	(そこで
236	民訴	予備27-31	肢4条文	101条	101条, 100条

27年単年過去問集誤植訂正表

238	民訴	予備27-32	肢2 解説 4行目	取引の擬制	取引の犠牲
240	民訴	予備27-33	肢1 解説 4行目	不都合だからである。	不都合である。
242	民訴	予備27-34	肢4 解説 1行目	とのが原則である。	のが原則である。
244	民訴	予備27-35	肢1 解説 2行目	訴訟に記載	訴状に記載
245	民訴	予備27-35	肢5 解説 2行目	ぶの原則である。しかし、その後、権利が承認され後に	ぶのが原則である。しかし、その後、権利が承継された後に
249	民訴	予備27-36	肢5 解説 3行目	過去問の法律関係	過去の法律関係
252	民訴	予備27-37	肢5 解説 7行目	されない	されない
254	民訴	予備27-38	総論 2行目	法理要件に該当する事実で、被告が主張立証責任を負っているをいう。	法律要件に該当する事実で、被告が主張立証責任を負っているものをいう。
254	民訴	予備27-38	解説 肢オ	ZがXでなくXの息子であるAとのYの主張は、①代理人による意思表示と両立しない事実の主張である。なぜなら、ZとAは、別人であり、AはYの代理人でないからである。したがって、両立しない以上、抗弁とはなりえない。	Yの「Zが売買契約を締結した相手方はXではなく、Xの息子であるAである」という主張は、否認である。売買契約の成立には当事者の申込みと承諾が必要である。XとAは別人だから、Y代理人Zが意思表示をした相手方がAであれば、XY間の売買契約は成立しない。よって、Yの主張は、Xの請求原因事実であるXY間の売買契約を否定するからである。
255	民訴	予備27-39	問題文 肢5	被告との間で	被告との間で
256	民訴	予備27-39	解説 肢2 5行目	弁済の事実	で弁済の事実
260	民訴	予備27-41	解説 肢2 5行目	会議体	合議体
262	民訴	予備27-42	解説 肢2 1行目・ 3行目	自ら収集～。実効性を固める	自ら収集～。実効性を高める
263	民訴	予備27-43	問題文 肢4	控訴期間	控訴期間
264	民訴	予備27-43	解説 肢4 4行目	もはやできない	もはやできない
268	民訴	予備27-45	解説 総論	不服を申立てが認められたためには	不服申立てが認められるためには
268	民訴	予備27-45	解説 肢3	文書提出命令の申立ての却下する決定に対しては、即時抗告はできない。却下する決定については、申立て却下された当事者は、もともと、自らが収集すべきであった以上、重大な権利侵害はない。加えて、証拠の採否の判断は、最終的には、裁判所の自由心証に委ねられる。よって、別途、手続保障を当事者に付与する必要がないため、独立して不服申立手続はできない。 なお、文書提出命令の決定については、提出義務を負うものが権利侵害を受ける。そのため、手続保障を図る必要があるため、即時抗告ができる。	原則として、文書提出命令で証拠としての必要性があるとされれば、文書提出義務が認められる。しかし、提出義務を負う者の重大な利益が害されるときは、例外的に申立は却下される。他方、申立人は、却下決定によって、証拠を充実させて適正な裁判を受ける権利を制約される。そこで、申立人には、即時抗告が認められている。 なお、文書の提出の必要性がないことを理由に却下する決定がされた場合は、即時抗告はできない。証拠の採用は、自由心証主義により裁判所の権能である。したがって、必要性の有無は、裁判所の専権で決められる。